

福山市監査委員告示第 1 2 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第 1 4 項の規定により福山市長及び福山市上下水道事業管理者から通知があったので、同項の規定により公表します。

2 0 2 6 年（令和 8 年） 1 0 月 2 6 日

福山市監査委員 岩 木 則 明

福山市監査委員 日 下 真 吾

福山市監査委員 能 宗 正 洋

福山市監査委員 石 口 智 志

2025年度（令和7年度）監査における指摘事項の措置通知

市長公室

指 摘 事 項	措 置 内 容
情報発信課 広報紙新聞折り込み業務について 当該業務は、市が発行する広報「ふくやま」を市民に同時配布するため、市内に配達される新聞一般紙に折り込む業務を委託により実施するものである。 業者選定に当たっては、各新聞紙の折り込み代表店と随意契約により実施している。 [指摘事項] ① 契約の締結に当たっては、手続に不備が見られたため、関係法令等を十分確認し、適正に実施された。	[指摘事項] ① 福山市予算規則や福山市事務決裁規程等の関係法令を確認の上、2026年（令和8年）3月に契約事務手続の流れについてチェックシートを作成した。2026年度（令和8年度）からは、本チェックシートに基づき、適正に契約を締結している。

2025年度（令和7年度）監査における指摘事項の措置通知

経済環境局 環境部

指 摘 事 項	措 置 内 容
廃棄物対策課 町内清掃処理推進費補助について 当該補助は、環境美化に対する市民意識をより一層高めることを目的として、町内清掃によって生じる清掃土等を自主的に処理する清掃実施団体に対し、補助金を交付するものである。 補助金交付に当たっては、「福山市町内清掃処理推進費補助金取扱要綱」（以下「要綱」という。）等に基づき、審査、交付決定等が行われている。 [指摘事項] ② 支出負担行為を整理する時期に不整合が見られたため、福山市予算規則に基づき、適切に実施されたい。	[指摘事項] ② 2026年度（令和8年度）実施分（4月～8月）の補助金の支出負担行為については、福山市予算規則に基づき、交付決定日で整理した。

2025年度（令和7年度）監査における指摘事項の措置通知

保健福祉局 長寿社会応援部

指 摘 事 項	措 置 内 容
介護保険課 軽費老人ホーム運営費補助について 当該補助は、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）の利用者の経済的負担を軽減するため、施設の設置者で、その利用料の減免を行う社会福祉法人等に対し、減免に要する費用の一部を補助するものである。 補助金交付に当たっては、「福山市軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）事務費補助金交付要綱」等に基づき、審査、交付決定等が行われている。 [指摘事項] ① 補助金の交付決定額に算定誤りがあったため、適切に対応するとともに、交付決定に当たっては、申請書類を十分審査し、適正に実施されたい。 ② 補助金の変更交付決定に当たっては、会計管理者への合議が行われていなかったため、福山市予算規則に基づき、適正に処理されたい。	[指摘事項] ① 補助金の交付決定額の算定誤りについては、2025年度（令和7年度）末に変更交付決定の処理を行い、正しい額で交付した。また、交付申請の審査時の確認事項を明記するなど業務マニュアルの見直しを行い、再発防止に向け複数の職員で確認することを共有した。 ② 補助金の変更交付決定については、2025年度（令和7年度）において、会計管理者への合議を行うとともに業務マニュアルへ合議区分を記載した。 また、福山市予算規則に基づき適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底を図っている。

2025年度（令和7年度）監査における指摘事項の措置通知

保健福祉局 ネウボラ推進部

指 摘 事 項	措 置 内 容
保育施設課 保育施設 I C T 化推進事業費補助について 当該補助は、私立保育所等における業務の I C T 化を行うためのシステム等の導入に係る経費の一部を補助するものである。 補助金交付に当たっては、「福山市保育施設 I C T 化推進事業費補助金交付要綱」等に基づき、審査、交付決定等が行われている。 [指摘事項] 支出負担行為を整理する時期に不整合が見られたため、福山市予算規則に基づき、適切に実施されたい。	[指摘事項] 「福山市保育施設 I C T 化推進事業費補助金交付要綱」等を再確認の上、2026年度（令和8年度）の補助金の支出負担行為に当たっては、福山市予算規則に基づき、交付決定日で整理した。

2025年度（令和7年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 まちづくり推進部

指 摘 事 項	措 置 内 容
中部地域振興課 生涯学習プラザ会議室等使用料について 当該事務は、福山市生涯学習プラザ条例等（以下「条例等」という。）に基づき、生涯学習プラザを使用しようとする者に対し、使用の許可をし、使用料の徴収又は減免を行うものである。 [指摘事項] ② 使用料の還付に当たっては、還付額の算定や手続に誤りがあったため、関係法令等に基づき、適正に処理するとともに、福山市会計規則に定める還付金整理簿を作成し管理されたい。また、未納の使用料については、適切に徴収管理を行われたい。	[指摘事項] ② 還付額の算定や手続に当たっては、関係法令等に基づき適正な処理が行えるよう、複数体制で確認を行うとともに、2026年（令和8年）2月から還付金整理簿を作成して、還付金の管理を行っている。また、附属設備等の追加に伴う使用料など未納となっている使用料については、複数人で把握し、督促するなど徴収管理を行っている。